

Title	ポエーム=バヴェルク「第一利子論草稿」(1876)における利用説批判の基本思想
Sub Title	Das erste Manuskript (1876) von Eugen von Böhm-Bawerk über die Zinstheorie und seine Kritik zur Nutzungstheorie
Author	塘, 茂樹
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1984
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.77, No.5 (1984. 12) ,p.693(119)- 713(139)
JaLC DOI	10.14991/001.19841201-0119
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19841201-0119">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19841201-0119</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ボエーム＝バヴェルク「第一利子論草稿」(1876)

## における利用説批判の基本思想

塘 茂 樹

### 目 次

- I 序
- II 教会法学者の利子禁止論の吟味
- III チェルゴの貸借利子擁護論の吟味
  - (1) 利用説論者の「類推論法」
  - (2) 「消費貸借交換説」と「時差説」
- IV メンガーに対する疑念
- V 第一利子論草稿の限界
- VI 結 語

### I 序

最近、ボエーム＝バヴェルク (Eugen von Böhm-Bawerk (1851-1914)) の未公表の草稿が、岡山大学の八木紀一郎氏によって、ザルツブルク大学のハイエク文庫から発見され、1983年3月一橋大学社会科学古典資料センターの Study Series No. 3 において公表された。<sup>(1)</sup>それは、ボエーム＝バヴェルクが、25歳の時、ハイデルベルク大学のクニース (Knies, Karl Gustav Adolf (1821-1898)) のゼミナールで報告するために執筆した草稿である。この草稿の発見と公表により、(1)ボエーム＝バヴェルクの初期の基本思想と研究関心の一部と(2)オーストリア学派の「胎動期」ないし「生成期」ないし「空白時代」(林治一(1971)p.3)における亀裂の一部が、新たに明らかとなった。

従来、同草稿が、発見され公表される以前のボエーム＝バヴェルク研究は、メンガーからの財論と主観価値論の継承という側面に視点を定め、メンガーへの従属関係をオーストリア学派生成期の

注(1) 第一利子論草稿自体の概要と八木紀一郎氏による再発見と公開については、彼自身の Introduction (Study Series No. 3 (1983)) を参照せよ。また、本稿では、このページとともに引用がなされる。原文のパラグラフを示すために、(p. 数：アルファベット) と記入する。「数」は、一橋大学社会科学古典資料センター、Study Series No. 3 (1983年3月) のページ数をあらわし、「アルファベット」は、そのページのパラグラフの順列をあらわす。

同草稿について、ボエーム＝バヴェルクは、既に公開された著作のなかで言及している。例えば、「歴史と批判」第一版 S. 253 第二版 S. 258 第三版 S. 260 第四版 S. 191 を参照せよ。なお各版のテキストおよびページ数の照合は、同センターのメンガー文庫のものを利用した。

基本的特徴と認めたから、その従属ないし継承点の追及に論点が絞られてきた。<sup>(2)</sup> また利用説批判についての研究も不十分のままに残されてきた。<sup>(3)</sup> しかし、この研究方向と対照的に、彼の初期の学説形成を理解する上で欠かすことのできぬ要素が、この草稿から明らかとなった。それらは、いうまでもなく利子学説に関連している。従って、以下、この草稿を「第一利子論草稿」と呼ぶことにし、(1)と(2)を具体的に明らかにすることを通じて、この草稿自体の学説史上の一つの評価へのきっかけ<sup>(4)</sup>を与えることが本稿の目的である。

その際、ボーム＝バヴェルクのその後の主要著作、1881年の「国民経済的財論の立場からみた諸権利及び関係」(「権利関係論」と略称)、<sup>(5)</sup> 1884年「資本利子論の歴史と批判」(「歴史と批判」と略称)、1889年「資本の実証理論」(「実証理論」と略称)との関連といった通時的観点に立つならば、ボーム＝バヴェルクによってなされた利用説批判の基本思想と関連させて評価することが、有効な手掛りとなる。

貨幣の一時的利用(使用)に対する対価が利子である、と説明する利用説とは、歴史的説得性を持って、古代ローマ法以来、人々に受け継がれてきた学説であった。それは、たとえば、ラテン語の「ウーズラ(usura, 利息, 高利)」が「使用(usus)」と関連した用語であり、利子ないし高利(usury)がこの語と密接に関連することにも見出される。また、ロック(Locke, John(1632-1704))が、利子を「貨幣の使用(use of money)」と同等に語っていることは、すでにケインズによって指摘されたこと<sup>(6)</sup>であった。しかし、これは、18世紀以前の利用説であり、19世紀の利用説は、この貨幣利子に留まらず、実物資本をも含めた資本一般の利子(資本利子)の説明を意図するものであった。つまり、資本利子とは、資本を一定期間利用(支配)させること(権利)に対する対価である、と説明するのが、19世紀以降の利用説であった。そしてこの説を唱えたヘルマン(Hermann, Friedrich Benedict Wilhelm(1795-1868)), クニース、そしてメンガー(Menger, Carl(1840-1921))等、25人が、ボーム＝バヴェルクによって「歴史と批判」の第八章「利用説(Nutzungstheorie)」とその第二、第三版の付録(1900, 1914)で公式に批判されたのである。

「歴史と批判」における利用説批判は、二つのテーゼに分けられている。第一に、純利子の支払

注(2) 例えば、林治一氏(1966)と(1971)を参照せよ。

(3) 最近では、わずかに上宮正一郎氏が(1976) pp. 88-90で利用説批判の基本思想に言及しているにすぎない。そもそも、神戸大学国民経済雑誌の創刊者である津村秀松(1876-1940)が、その大著「国民経済学原論」で Nutzungstheorie を「有用説」と呼び、注でのみ言及したにすぎなかったことは、その後の利用説とその批判に関する研究上の扱いを象徴していたといえる。(大正3年版, pp. 522-524)

(4) 本稿は、1984年1月31日に慶応義塾大学経済学会に提出された修士号請求論文の一部に加筆して完成された。同草稿を出版と同時に御持ちいただいた杉山忠平教授をはじめとし同論文作成の課程で指導教授である神谷傳造教授、授業その他を通じて飯田裕康教授から貴重なコメントをいただき大いに参考となりました。また同じ大学院の友友敏明、的場昭弘(現在、一橋大学社会科学古典資料センター)両先輩、奥田敬、池田幸弘両君から助言と助力を得たことを感謝します。

(5) 「権利関係論」の引用は、Weiss ed. (1924) からなされる。

(6) 「一般理論」p. 343.

対象となるような純利用が、資本自体から独立して存在しない、従って、存在しないものをあたかも存在すると主張すること自体、誤りであり、利子現象の科学的な説明とはいいいがたい、という批判<sup>(7)</sup>、第二に、たとえ、利用説論者が主張するような純利用なるものが存在すると仮定したところで、利子現象の本質の満足いく説明には至らない反例を示すという批判である<sup>(8)</sup>。

この利用説批判の基本思想の第一のテーゼの一部が、すでに8年前の第一利子論草稿で誕生していることを確認できるという意味で、同草稿の評価の際に、利用説批判の基本思想と係わらせることが、有効なのである。それは、教会法学者の利子禁止論の再吟味を手始めとしてチュルゴの貸借利子擁護論を吟味する過程で形成された。そしてクニースとメンガーの利子学説もこの利用説に含まれることを自覚し、暗黙のうちに第一利子論草稿でそれらに対する批判をも展開しているのである。それと同時に、チュルゴの利子学説の吟味は、ポエーム＝バヴェルク自身の積極的学説への端緒となった。消費貸借<sup>(9)</sup> (Darlehen) という法学上の概念を質貸借と本質的に区別し、経済学的に意味のある概念として規定し直す契機と、「時差説」の誕生の契機とが与えられた。以下で具体的に明らかにしよう。

## II 教会法学者の利子禁止論の吟味

第一利子論草稿著述の契機となったドイツ留学(1876-7)は、ポエーム＝バヴェルクが資本利子論を構築する上で重要な認識と研究課題を彼に提供した。とりわけ、クニースの「信用論」第一分冊<sup>(10)</sup> (1876)の第七章「利息、第一に、立法対象として」とイェナ大学のエンデマンの「教会法学者の学

注(7) 「I. 利用説論者によって仮定されるような性質の独立した「資本利用」は存在しないこと、それゆえ、資本利用が、独立した価値は持ち得ないこと、そして剰余価値現象を引き起すのは、資本利用が付け加われることによってではない。資本利用の仮定は、かえって許し難い、現実に矛盾する擬制の産物にすぎない。」(「歴史と批判」第一版 S. 260, 第二版 S. 264, 第三版 S. 266, 第四版 S. 196)

(8) 「II. もし、利用説論者によって仮定された状態で資本利用が存在したとしても、資本利用によって実際の利子現象は、なおも相変らず、満足に説明されないだろう。ゆえに、利用説は、現実に矛盾した仮説、しかも、同時に説明目的の達成にとって不十分な仮説に基付いている。」(「歴史と批判」第一版 S. 260, 第二版 S. 265, 第三版 S. 267, 第四版 S. 196) このように論証テーゼを明確に提示して批判を展開していること自体、利用説批判の完成度を物語っていたといえよう。というのもその他の学説批判の章は、その限りではないからである。

(9) 従来、法律学において、ドイツ語の「Darlehen」は、「消費貸借」と邦訳されてきた。(山田あきら編(1981), 三猪信三(1935) p. 156, p. 10, 等) 従って、ウィーン大学で、法律学と国家学を修め、かつ、第一利子論草稿を執筆する一年前の1875年に、法学博士号を得たポエーム＝バヴェルクが、「Darlehen」と表記している場合、それに「貸付」ではなく「消費貸借」という法律学の邦訳術語を当てることは、当然、正当化されよう。だが、本論で明らかになるように、決して、ポエーム＝バヴェルクが、法律学の「消費貸借」概念規定をクニースのように、安易に、ただちに、経済学に持ち込もうと意図したのではなかった点に注意しなければならない。

(10) クニースの「信用論」第一分冊第七章「利息、第一に、立法対象として」の目次細目は、  
ローマの利息法  
中世に於ける利息禁止：新約聖書の章句に関する誤解：何も望まず貸し与えよ  
新時代の利息税  
高利概念の変遷

説の国民経済学原理」<sup>(11)</sup>は、共に第一利子論草稿で引用されており、<sup>(12)</sup>ボーム = バヴェルクに、利子現象の歴史的必然性の認識を与え、教会法学者の利子禁止論の知識を提供した。利子現象の歴史的必然性とは、最古の成文法たるハムラビ法典、古代ローマ法(12表法、ゲヌキア法等々)を初めとし人類のあらゆる法典(マヌ法典、コーラン等々)に利子率の規制に関する条項があることからその存在が裏付けられる特性である。<sup>(13)</sup>この経済の特性を認識するだけで終わらなかった点にボーム = バヴェルクのその後の発展が、秘められていた。すなわち、彼は、この特性こそ単純な経済原理で説明されるべきものと考えたのであった。いいかえるならば、その特性自体の存在根拠を追及しようとしなかったならば、法学徒の彼が経済学を志すこともなかったであろうし、その後の彼

利息制限並びに高利刑罰の廃棄のための立法

ドイツの法律

その法律と、労働賃金及び俸給を債務として拘禁し差押するための法律との関係

同じくその法律と、営利団体及び経済団体をめぐる法律との関係

利息法に関する現代の諸理論

北ドイツ連邦の帝国議会における社会政治団体の代行

ブルードンが、現代社会の義務として無償の信用を要求していること。

である。(同書、S. x)

注(11) エンデマンの「教会法学者の学説の国民経済学原理」の内容概観は、

第一節 序文

第二節 高利法の外面上の発展

第三節 高利法の基礎

第四節 高利禁止の範囲

第五節 個々の業務に対する帰結のより詳細なる叙述

第六節 例外的資本運用(Capitalverwertung)とりわけ商取引における場合

第七節 いくつかの特別業務形態

第八節 貨幣

第九節 価格および価格規定

第十節 取引の価格に対する関係

第十一節 価格概念 使用価値および交換価値

第十二節 信用および信用保護

第十三節 資本

第十四節 事物、とりわけ土地

第十五節 労働

第十六節 唯一の労働分野

第十七節 財の分配

第十八節 結語

(12) 第一利子論草稿における引用文献リスト

アリストテレス「政治学I 10」(p. 18 : d)

チュルゴ「貨幣の貸付に関する覚書」(p. 16 : e)「富の形成と分配に関する諸考察」(p. 17 : a)(デール版1844)

ウィリアム・エンデマン(1863)「教会法学者の学説の国民経済学原理」(p. 17 : e)

カール・メンガー(1871)「国民経済学原理」(p. 32 : a)以下「原理」と略称。

クニース(1876)「信用論」第一分冊(p. 21 : d)

(13) 「歴史的」とは、歴史の事実として、という意味であり、例えば、マルクス経済学において語られる「歴史的カテゴリーとしての利子」のなかの「歴史的」を含意するものではない。経済理論が説明すべき利子現象の把握の違いの原因、意味等々の比較考察は、今後の新たな研究テーマといえよう。なお、古代ローマ法の利子率に関しては、西本頼(1937)に詳しい。また、スコラの利子学説については、Noonan, T. (1957)を、また利息(usury)の観念については、Nelson, B. (1949)を参照せよ。

の主要著作も生まれなかったであろう。そして、第一利子論草稿の段階では、まず、教会法学者の利子禁止論の克服ないし再吟味が、第一の研究課題であった。

教会法学者の利子禁止論は、<sup>(14)</sup>ポエーム = バヴェルクの理解によれば、3つの前提からなり、結論として、徴利が不正であると主張するものであった。その諸前提とは、(1)利子とは、一時的に移転された貨幣の使用に対する対価である。(2)消費貸借では、目的物(貨幣等々)の所有権が債務者に移転される。(3)所有権とは、所有者に排他的使用を許す権利である。つまり徴利とは、債務者自身の物の使用に対して、第三者(債権者)が使用料を徴取することだから、不正である、と教会法学者は主張するのであった。<sup>(15)</sup>そしてこの主張が論理的に矛盾しないことを、ポエーム = バヴェルクは、「このことは、利子の正当性を明らかに反駁していた。」と述べて是認している。つまり彼は、彼等の前提(1から3)を是認すれば、明らかに、彼等の利子禁止という結論、とりわけ、徴利の正当性批判が成立する、と認めるのであった。

しかしこの論理的には正しい教会法学者の利子禁止論も、歴史的経験的事実とそぐわなかった。ポエーム = バヴェルクは、それを禁止に対する脱法行為という歴史的事実のなかに見出している。(第一利子論草稿, p. 16 : c) つまり、貸す側も借りる側もなんら不正の意識などなく法律を破ってでも利子支払の契約が結ばれてきたのである。現実的経験にそぐわぬ教会法学者の利子禁止論を論駁するために、ポエーム = バヴェルクは、彼等の3つの前提の吟味を開始する。というのも、これらの前提のうちどれかの不自然さを批判することが、教会法学者の積極的主張を覆すことになるからである。

第一の前提の吟味とは、貨幣の使用が貨幣自体から独立して存在するか否か、という「認識論」<sup>(16)</sup>上の問題に答を与えることであった。ポエーム = バヴェルクは、「否」と判断した。つまり、利子支払の対象物として、貨幣自体から独立した貨幣の使用を経済上の取引対象物として認識できないと判断したのである。ただ、この判断は、ポエーム = バヴェルク独自のものでなかった。逆説的であるが、<sup>(17)</sup>後世の教会法学者達の判断から継承したのである。そして彼は、この教会法学者による利

注(14) ここで、教会法学者の利子禁止論そのものの解釈論を展開するのではない。かかる研究は、新たなテーマとして後日に期するものである。

(15) 「利子とは、ある貨幣額(Geldsumme)の一時的に移転された使用(Gebrauch)に対する対価(Entgelt)である。消費貸借の概念に従えば、貸付額は、必然的に、債務者の所有に移る。所有権法では、その所有者に、彼の物の使用が属する。従って、債務者から利子を要求することは、とりもおさず、債務者から、すでに債務者自身のものとなっている資格に対して、特別の価格を要求することに他ならない。このことは、利子の正当性を明らかに反駁していた。」(第一利子論草稿, p. 17 : d)

(16) 「認識論」Erkenntnistheorieと無関係でないことをポエーム = バヴェルクは、後のメンガーへの書簡のなかで述べている。(1884年12月29日付け、これも八木氏によって再発見され第一利子論草稿の後に掲載されている。)ただ当時ポエーム = バヴェルクが念頭においていた「認識論」がいかなるものであったかは、新たな研究課題として他日に期するものである。

(17) 第一利子論草稿では、18世紀のフランス人法学者ポティエ(Pothier, Robert Joseph (1699-1772))の判断が挙げられている。「歴史と批判」では、ポティエと並んでトーマス・アクイナスの判断がその代表例として論及されている。(それぞれ第三章と第二章)なお彼等自身のこの判断の由来と目的について吟味する必要があり、これも新たな研究課題である。

子に関する第一前提の吟味をエンデマンの前掲論文(S. 39)や、クニースの前掲書(S. 374)から熟知していた。それは、彼による第一利子論草稿での二つめの教会法学者の利子禁止論の要約となって表れているのである。

「既に、教会法学者達も結論しているように、消費貸借金額の使用は、ある特別な報酬(Verguetung)が是認されるほど特殊に優越したもの(Vorteil)ではない。というのも、貸付られた貨幣は、債務者の所有に移行するからだ。それが必然的である理由は、所有における法的に刻印されたその完全処分力から貨幣の使用を分離できないという、貨幣を消費的に用いる場合における自然な規定性ゆえである。そして貸付貨幣の使用はその所有権故に債務者に帰属していることは全く自明であり、その使用の内になんら特別な利子相当分(Äquivalenz)など見いだされない。」(第一利子論草稿, p. 21 : d)

これは、教会法学者の利子禁止論の最終的形態のポェーム = バヴェルクによる紹介であるといえる。というのも、最初に注(15)で引用したそれは、まだ、利子の規定(前提(1))において、深い考察がなされていなかったのに対し、ここの教会法学者の禁止論は、はっきりと、貨幣とその使用とが分離不可能であると主張しているからである。そしてさらに、ポェーム = バヴェルクは、次のように、賛同を示すのであった。

「消費貸借(物)の使用は、その等価(物)として利子が考えられ得るような独立した対象ではない、という法学者のテーゼは正しい。」(第一利子論草稿, p. 27 : b)

そしてこの賛同は、8年後の「歴史と批判」の第八章「利用説」でも明確に述べられている。<sup>(18)</sup>またこの思想が、先に引用した利用説批判の第一テーゼに結実しているのである。しかし注意すべき点は、法学者のテーゼが、単に貨幣の使用のみならず資本一般の使用ないし利用にまで拡張されて適用されていることである。つまり、第一利子論草稿から「歴史と批判」へ至る間に、同テーゼの適用の拡張がなされたのであった。いずれにせよ、利用説批判の基本思想の一部は、すでに、第一利子論草稿で確立されていたのである。そして、それは、教会法学者の利子禁止論の諸前提を再吟味することから獲得されたのであった。

さて、第一の前提に関して後世の教会法学者と見解の一致を見たポェーム = バヴェルクは、第二の前提についても、同様であった。つまり、消費貸借の一つの本性として、目的物の所有権の移転

注(18) 「第一のテーゼは、既決事項と考えてよいと思われる。それは長いことあらゆる審判に付されてきたし、私がするかわりに決定されてしまっているのだ。根底において問題とされているのは、過去数世紀にわたって教会法学者と貸借利子擁護論者との間で論争となったことがらである。教会法学者の主張は、次のようなものであった、即ち、ある事物の所有は、その事物から得られる利用を包含する。従って、消費貸借において財とならんで、その財以外に移転される分離した利用など存在しない。……教会法学者の評判のない教説も、この部分では、つまり、議論の余地のある資本の独立した利用は実際に存在しない、と主張する部分ではなおも正しかった。」(「歴史と批判」第一版 SS. 260-261, 第二版 S. 265, 第三版 S. 267, 第四版 SS. 196-197) ここでいう第一のテーゼとは、注(?) のことである。

が必然的に伴わざるをえないことを彼は、是認しているのである。(同, p. 25)<sup>(19)</sup> 一方、第三の前提に関して彼は、はっきりと、反対の論陣を張った。つまり、決して、所有権とは不可侵の権利ではない、というも、「個人利益にまさる公共の利益が存在するのであって」、場合によっては、「法制は、所有を制限できなくてはならない。」からである。(同, p. 19)<sup>(20)</sup> そして、むしろ所有権の不可侵性を是認するのであれば、逆に、徴利に伴う不公正を是正するために利子禁止が、是認されなくてはならない、と考えるのであった。しかし、ポエーム＝バヴェルクは、所有権の不可侵性を否定することをもって、教会法学者の利子禁止論を経済学的に論破出来るとは考えていなかった。というのも、所有権の不可侵性の問題は、純粋に法学上のものであり、所有権自体、経済学的に規定されなおされるべきであるからだ。彼がこの点を自覚していたことは、第一利子論草稿で実際にその再規定が、「効用給付」(後述)の概念によって行なわれていることから明らかである。

従って、以上3つの前提の吟味は、直接には、教会法学者の利子禁止論の突破の契機をポエーム＝バヴェルクに与えなかった。しかし、それが、第二の研究課題として、彼をチュルゴと法学者ボティエとの論争の吟味に向かわせた点で、間接的契機を与えたといえる。つまり、ポエーム＝バヴェルクは、教会法学者の利子禁止論を覆そうと試みたチュルゴの立論を理論的に吟味することで、利用説批判の基本思想の一部を形成するとともに、自己の積極理論の緒を得た。この積極理論こそ教会法学者の利子禁止論の突破を意味していたのである。

### III チュルゴの貸借利子擁護論の吟味

教会法学者の利子禁止論に反対し貨幣の利子徴収を擁護したチュルゴの議論を再吟味することから、ポエーム＝バヴェルクは、2つの成果を得た。第一に、利用説論者がよく使う「類推論法」を発見したことと、第二に、利用説に代る代替学説の誕生へのヒントを獲得したことである。その代替学説とは、「消費貸借交換説」と「時差説」である。

#### (1) 利用説論者の「類推論法」

利用説論者の「類推論法」とは、土地とか家屋といった耐久物から「類推」して、一度の使用で消滅する消耗物(貨幣を含む)にも、利子支払の対象となる「利用」が存在することを主張する論法である。この論法の目的は、上で述べた後世の教会法学者の主張に対する反論にあった。つまり、

注(19) 古代ローマ法の *mutuum*(消費貸借)自体が、所有権移転を意味していた。(ガイウス：船田訳(1943)第三卷90参照, Noonan, J. T. (1957) p. 40)

(20) このポエーム＝バヴェルクの規範的思想は、その後の著作において問題とされなくなる。より「実証的」理論を追及する方向をたどるのであった。

(21) 教会法学者の利子論についてと同じくチュルゴの貸借利子擁護論そのものについての吟味は、本稿の範囲を逸脱する。それは、他日の研究に期するものである。



貨幣に独立した利用が存在しないという教会法学者の主張を否定する目的をもつ論法であった。ポエーム＝バヴェルクによれば、この論法は、チュルゴの立論のなかで、具体的には、ダイヤモンドと貨幣との類推として見出せる。

「チュルゴは、賃貸されたダイヤモンドの例を出している。賃貸期間の後に尚も相変わらず以前と同じ価値を持つそのダイヤモンドが返還され、そうしてそのダイヤモンドの使用から得られた効用に対する対価として賃貸料 (Mietgeld) が支払われる。何故、貨幣の消費貸借の場合にもまず受領した額と等価でその元本が返済され、その他に、その一時的な使用から得られた効用に対してある「使用賃貸借料 (Miete)」, つまり、「利子」が支払われることが、同じく合法的となりえないはずがあるだろうか？」(第一利子論草稿, p. 22 : a)

この直後にポエーム＝バヴェルクは、直接デール版から、チュルゴの理由付けを引用している。「一方の場合には使用と財とを区別できるが、他方の場合はそれができないということは、本当に馬鹿げている。」(デール編, 128ページ) そして続けて、

「チュルゴは、ここで、気付いてのとおり、敵視する命題に対してある特異な事例を観察している、即ち、彼は、決して敵視する命題を直接論難しようと試みているのではなく、その反対を示そうとし、論証手段としてある類推 (Analogie) を役立てている、その類推とは、ダイヤモンドと貨幣額とのそれ、あるいは使用賃貸借料 (Miete) と利子 (Zins) との間の類推である。」(第一利子論草稿, p. 22 : c)

ここで展開されている問題こそ、ポエーム＝バヴェルクが、最も重要視したものであった。というのも、彼は「独立した利用の存在否定」に賛成する立場上、このチュルゴの類推論法を覆さねばならなかったからである。そして、同論法に密輸入されている誤謬は、使用と効用と消費貸借の本質の把握の仕方の中に発見された。

ポエーム＝バヴェルクによれば、ある物の使用によって効用が得られるのは、その物が実体を有する場合のみである。従って、家屋とか土地は、それがその実体とともに存在し使用可能な限り、価値評価の対象となりうる。ところが、貨幣を含めた消耗物は、その一度の使用とともにその実体を喪失する。つまり、価値評価の対象が、その使用とともに喪失してしまうのである。従って、耐久物が、その実体と使用とを区別できるから消耗物も同様であると類推したところで、価値評価の本質からは、認め難い類推である。つまり、利子支払の理由ないし対象として、貨幣から独立した利用の存在を認めることはできない。

以上のような価値評価の実体規定を明確に表現するためにポエーム＝バヴェルクは、「効用給付 (Nutzleistungen)<sup>(22)</sup>」の概念を提出した。同概念は、メンガーのものでなくクニースのもでもない。第一利子論草稿著述の一年前(1875)に法学博士号を取得した法学徒ポエーム＝バヴェルクが、独自

注 (22) Nutzleistungen の概念は、すでに林治一 (1966) p. 139 で「用役」と訳され解説されている。

に鑄造したものと思われる。というのも、これは、経済学上の用語「効用」と法学上の「給付」との結合であるからだ。そして、文字通り、効用 (Nutzen) を給付する (leisten) という意味をもたせられた同概念は、実体を伴った物のみが、価値評価の対象(効用)を持つ(給付する)という彼の思想を反映している。そしてこれは、「権利関係論」(1881)でより一層詳細に解説され、「歴史と批判」(1884)の利用説の章で三度解説され、「実証理論」でも撤回されなかつた。<sup>(23)</sup> 限界効用(Grentznutzen)の概念が、1886年まで提出されなかつたことと対照的に、効用給付概念は、第一利子論草稿を特徴付けるとともに、初期ポエーム＝バヴェルクの思想(実物資本概念とか実物利子論等々)を理解する上で重要な概念であるといえる。<sup>(24)</sup>

ポエーム＝バヴェルクが、第一利子論草稿著述の段階でこの「類推論法」をクニースの消費貸借利用移転説にも見出していたことは、容易に推測可能である。クニースの説は、消費貸借を、貨幣の利用を一定期間移転することと規定し、利子をその対価ないし価格として説明するものである。このクニースの説は、彼の「貨幣論」第一版(1873)の第二章「資本の諸利用(Nutzungen)と有償の対価を伴った利用の移転」で展開されており(特にS.73)、同書が、第一利子論草稿でどこにも引用されていないにもかかわらず、第一利子論草稿の次の箇所の発言が、我々の推測を可能にしてくれるのである。

「利用」(Nutzung)という言葉の高度に抽象化された比喩的意味とは、とにかく、すでに消費されてしまった財の利用をも許容し包括してしまうのだ。」(第一利子論草稿, p. 31 : b)

消費の終わった財にもはや利用など見出せないと考えるポエーム＝バヴェルクが、チュルゴを媒介にして暗黙にクニース批判を本人のゼミナールでくりひろげたのであった。クニースからポエーム＝バヴェルクは、利子現象の歴史的必然性の知識を得ると同時に利用説の基本思想をも学んだ。しかし、後者を継承することはなく、疑念を抱くのであった。そしてそれは、解消することなく8年後の「歴史と批判」の第八章のクニース批判に結実する。その中に、第一利子論草稿と比べた場合、一つの進歩を見出しうる。それは、「純」(rein)と「粗(総)」(brutto)という形容詞が、「利用」(Nutzung)に付与されたことである。つまり、ポエーム＝バヴェルクがその存在を否定する利用とは、「純利子」の支払対象となりうる「純利用」であって、「粗利用」ではない。むしろ彼は、「粗利用」の存在を認め、上で述べた自分の分析概念「効用給付」と同義であると主張するのである。<sup>(25)</sup> つまり、利用説論者が批判されるべき点は、利子現象を説明する際に、資本の純利用を独立した取引対象物であると想定したことである。そして、彼の批判は、「類推論法」の結論のみならず前提にも適用

注(23)「権利関係論」S. 46ff.「歴史と批判」第一版 S.271, 第二版 S.247, 第三版 S.277, 第四版 S.204.「実証理論」第一版 S.363, 第二版 S.362, 第三版 S.552, 第四版 S.411.

(24) 効用給付は、価値の本質を、限界効用は、価値の水準を規定する要因を表す名称であった。従って、「実証理論」第一版(1889)以降も、両概念は、同居し続けるのであった。

(25)「歴史と批判」第一版 S.280, 第二版 S.285, 第三版 S.287, 第四版 S.211

された。すなわち、消耗財のみならず、耐久財の純利用など独立して観察不可能である。なぜなら、耐久財の使用は、あくまでその「粗利用」の現象であって、そのうちのどの部分が償却費を除いた「純」賃貸料の等価物(「純利用」)であるかは、判断不可能だからだ。このようにして、「歴史と批判」でポエム＝バヴェルクは、クニースを公式に批判するとともに、利用説に特有の「類推論法」の前提と結論の不自然さを指摘することで利用説批判を徹底したのである。<sup>(26)</sup>

## (2) 「消費貸借交換説」と「時差説」

チュルゴの「類推論法」とそれに基礎を置くクニースの「消費貸借利用移転説」の代替説としてポエム＝バヴェルクは、「消費貸借交換説」の立場を採った。同説は、また、法学の消費貸借規定の完全なる改訂をも意味している。あるいは、法学では通用しない、経済学独自の考えかたであるといえる。この点が、法学を無批判的に受け入れて構築されたクニースの説と対照的である。つまり、ポエム＝バヴェルクは、消費貸借概念を経済学的に意味のあるものに改訂することが、少なくとも利子現象の説明にとって必要であると自覚していたのである。ただし、第一利子論草稿の段階では、一步踏み出したものの、完全に「交換説」に到達しなかった。

第一利子論草稿での消費貸借の概念の規定は、次のようなものである。

「従って、消費貸借とは、現在財のある合計が、同性質の将来財のある合計に対して引き渡されること(Hingabe)である。」(第一利子論草稿, p. 32 : c)

この引用から、ポエム＝バヴェルクが第一利子論草稿の段階では、未だ法学的見地から完全に脱しきれていないといえる。というのも、経済学上の「交換」として、規定していないからである。この規定が法学に従属していることは、当時の一般的な「消費貸借」概念の規定と比較するとより明らかである。例えば、レーズラー(Rösler)の「信用の本質および消費貸借の信用性質」<sup>(27)</sup>では、「消費貸借とは、ローマ法の把握あるいは、今日の把握に従うこと、受領したものと同量、同種、同品質のものを貸主に返却するという受領者の義務のもとで代替物を引き渡すこと(Hingabe)にその本質がある。」(S. 365)という一般的規定が与えられている。<sup>(28)</sup>この規定とポエム＝バヴェルクの規定とが、「引き渡し」という用語で一致しているのである。

しかし、ポエム＝バヴェルクは、完全に法学に従属しているわけではない。というのも、彼は、ここで消費貸借の概念規定をする際、法学に由来する規定要素をすくなくとも二つ駆逐しているか

注(26) その後、クニースの反批判が「貨幣論」の第二版で展開され、それに答える形でポエム＝バヴェルクが「実証理論」の第5部 第二章「資本利子の源泉」の「第一の場合：消費貸借と消費貸借利子」で反反批判を展開した。その経緯については、別稿を必要とする。

(27) レーズラーのこの論文は、クニースによって引用されている。((1873) S. 74) 従って、ポエム＝バヴェルクが十分に知りえていたと推測可能である。

(28) この規定は、今日の民法債権論の消費貸借概念規定とほぼ完全に一致する。(民法 587 条)

らである。その第一は、「代替物」という法学の概念が駆逐され、それにかわって、「現在財」と「将来財」という経済学上の術語に置き換えられている。第二に、法学の消費貸借の概念規定における「無利息」規定も、駆逐されているのである。なぜなら、法学においては、「同種、同量の代替物」の引き渡しとして規定されている一方、ポエーム＝バヴェルクは、「現在財のある合計が、同性質の将来財のある合計」に対して引き渡されることと規定するからである。つまり、彼は、消費貸借で引き渡される物と返還される物とが同量である必要性を認めないのである。

この最後の「無利息」規定の駆逐は、彼が、消費貸借交換説へあと一步のところまでたどり着いていたことを示している。というのも、現在財の任意の量と将来財の任意の量とが等価となり得るのであって、決して、それらの同量同士が、等価となるのではない。そしてそれは、ある現在財とそれと別の種類の現在財とがそうでないのと同様であると彼が認識していたと理解されるからだ。にもかかわらず、彼が「交換」として消費貸借を規定し得なかったのは、なぜか？

その理由は、法学に「貸借」とならんで「交換」という取引形態がカテゴリーとしてあったからだと考えられる。つまり、法学上の「交換」というカテゴリーは、文字通りある時点で当事者双方が、同時に物を実際に引き渡し合うことによって成立する取引形態を意味する。この意味が、経済学上の「交換」というカテゴリーより狭いことは、明白である。というのも、経済学上の「交換」は、必ずしも、交換相手および時点が特定されなくてもよいからだ。つまり、例えば、ある財の市場で、多数の売手と買手の需給が均衡し取引が成立した場合、これらの売手と買手が「交換」を行なったと経済学は、考えるのである。この思考法が、法学上の「交換」以外のものを抽象化していることは、明らかであろう。このような思考に法学畑出身のポエーム＝バヴェルクは、第一利子論草稿の段階では、到達していなかったのである。つまり、彼は、この経済学の「交換」というカテゴリーの抽象化についての認識に完全に到達していなかった。そのために、第一利子論草稿では、消費貸借を規定する際、法学的な用語「引き渡し」という規定に留まったのである。そして、消費貸借交換説の完成は、「歴史と批判」でなされた。また「実証理論」でも繰り返されている。<sup>(30)</sup>

「時差説」へのヒントもチュルゴの利子学説を再吟味することから得た。<sup>(31)</sup>つまり第一利子論草稿

注(29)「代替物 (vertretbare Dinge)」とは、今世紀の近代経済学の連関財のそれと全く異なる。というのも、それは、法学上の用語であって、貨幣とか、小麦とか、ワインとか、タバコとかを意味し、数量(重量、長短等々)自体が取引上問題とされる財をさすからである。(債権論の教科書)つまり、近代経済学におけるように異なる性質の別なる財との代替性を表現するために名付けられたのではなく、同じ性質を持つものが、多数存在し、しかも、人間の経済生活上、特定することが、重要性を持たないような物を代替物と呼ぶのである。

(30)「歴史と批判」(第一版 S. 308 第二版 SS. 313-4, 第三版 SS. 315-6, 第四版 S. 232)「実証理論」(第一版 S. 300 第二版 S. 299, 第三版 SS. 486-7, 第四版 SS. 362-3)尚、高木暢哉氏は、「利子学説史」で、消費貸借交換説を批判している。(p. 41, p. 285 等々)しかし、その論拠は、不明確である。

(31) チュルゴを先行者とする発言は、「歴史と批判」の脚注にも見出される。(第一版 S. 308, 第二版 S. 314, 第三版 S. 316, 第四版 S. 232)尚、この脚注には、第二版(1900)でジョン・レーが、第三版(1914)でジェレミー・ベンサムが加えられた。それぞれメンガーとカッセルからの影響である。

でチュルゴは、批判されていると同時に評価されているのである。

チュルゴの思想のうちポエーム＝パヴェルクが評価するのは、時間が財価値評価に及ぼす影響についての思想であった。その箇所を彼は、デール編集のチュルゴの「覚書」から直接引用している。

「利付き貸付という商行為においては、人々は、後の時点でより多くの貨幣を受け取るため（それより）少ない貨幣を与えるのだ。というも時間の相違は、空間の相違と同様に、貨幣の価値に現実の相違をもたらすからである。（p.122, デール編）」（第一利子論草稿, p.31:c）

このチュルゴの思想をポエーム＝パヴェルクは、第一利子論草稿で、無限に近い年々歳々の収入をもたらす土地と、「20年ないし30年の収入に対応する貨幣額とを交換させるものはいったい何か？」（p.28:c）という問題の解決に応用している。まず、「異なる時点において我々の欲望の満足にとって支配可能な財が、……他の事情にして等しい限り、異なる価値を持つ」（p.29:a）と一般化した後、

「この現象（訳注：土地と貨幣との交換現象）はその源泉を次の事実から引きだす、即ち、我々はある現在欲望の満足を、同様に重要なある将来欲望の同様に集約的（intensiv）な満足の確保よりも、より高く評価（rechnen）するという事実と、また、更に言うと、我々が、時間的に近い欲望の満足の確保を、同様に重要ではあるが時間的により離れている欲望の同様に集約的な満足の確保よりも、高く評価（Achten）するという事実からである。」（第一利子論草稿, p.29:b）

このように「時差説」は、決してポエーム＝パヴェルクの独創ではなかった。と同時に、ここでメンガーに言及がなされていない点に注意すべきであろう。というのも、このことは、ポエーム＝パヴェルクによる時間および時差の重要性の認識が、メンガーの「原理」に啓発されて獲得されたものではないということを直接に示しているからである。ただメンガーから全く独立に導出された主張することは、誤りである。なぜなら、時差説へつながるチュルゴの思想を支持するに際し、基礎となった思想は、主観価値学説であったからである。いうまでもなく、それは、メンガーの「原理」から継承したものであった。第一利子論草稿では、メンガーのこの著作は、生産物の予想価値が生産手段の価値を規定する、という命題の典拠として、引用されているにすぎない。（同, p.32:e）しかし、この命題が、労働価値説ではなく、メンガー流の主観価値論と整合的であることから、ポエーム＝パヴェルクが、すでに、第一利子論草稿で、価値論として後者を支持していたといえる。従って、メンガーは、時差説導出にとってもっとも基礎となる価値論をポエーム＝パヴェルクに提供したという意味で、重要な役割を果たしたといわねばならない。そして、ポエーム＝パヴェルクは、主観価値論を支持したからこそ、チュルゴによって主張された「時間が財価値評価に及ぼす影響」についての視点を受け入れることができたのである。

#### IV メンガーに対する疑念

しかしながら、主観価値論に関してメンガーに賛同したポエーム＝バヴェルクも、財論と資本利子論については、彼の把握に対し疑念を抱くのであった。その疑念は、具体的には、ポエーム＝バヴェルク－メンガー論争の「準備期」<sup>(32)</sup>の最初を画する1871年に公開された「国民経済学原理」でのメンガーの「資本の生産性」把握に対するものであった。価値論における革命性のみが、メンガーの「原理」を特徴付けるのではない。その資本利子論、とりわけ「資本の生産性」の把握こそ、いわゆる「オーストリア」学派の資本利子論を語る際に欠かすことのできない要素であった。

メンガーは、「原理」の第3章 価値の理論 第3節 高次財の価値を規制する諸法則(S. 123ff.)で、「資本の生産性」を次のように把握している。

「我々は、経済学の最も重要な真理の一つ、即ち、「資本の生産性」の命題に到達する。しかしこの命題は、経済財数量を（比較的遠い将来のためにすでにこれに先立つ時間において（支配すること）、従って）一定期間内において支配することが、ただそれだけで人間の自由にし得る享楽手段の増加に何物かを寄与し得るかのように理解されてはならぬ。むしろこの命題は、我々の資本利用(Capitalnutzungen)の支配量が、その需求(Bedarf)より小なるところではどこにおいても、一定期間内における経済財数量の支配が、経済主体にとって欲望をよりよかつより完全に満足する一手段であり、従って、一つの財、しかも経済財である、との意味を持つにすぎない。」(「原理」SS. 131-132: 邦訳 p. 128)<sup>(33)</sup>

この引用からわかるメンガーの主張は、(i)「資本の生産性」の命題は、経済学上最も重要な真理であること、(ii)「資本の生産性」の命題とは、「資本」即ち、「高次経済財」を一定期間支配すること自体が、享楽手段(生産物)の増加に寄与すると主張する命題ではない、(iii)「資本の生産性」の命題の意味は「一定期間内における経済財数量の支配、あるいは、資本利用の支配それ自体が、経済財である」ということである、という3点に要約できよう。

資本の生産性を、資本利用が、資本金から独立した「経済財」として取り引きされる現象と把握するメンガーの考え方(iv)に対して、ポエーム＝バヴェルクは、疑念を抱くのである。第一利子論草

【注(32)】 彼等の論争は、便宜的に「準備期」(1871-1884)、「応酬期」(1884-1914)、「葛藤期」(1914-1921)と区分しうる。1884年は、「歴史と批判」の公開された年であり、1914年と1921年は、それぞれ、ポエーム＝バヴェルクとメンガーの没年である。

(33) かつてこの箇所を引用し、メンガーの利子論として紹介する論文が三田学会誌上で発表された。1971年の放遊部久蔵教授による「メンガー財論の基本問題」の41ページにおいてである。この部分をメンガーの利子論として紹介する限りにおいて全く異論の余地のないところであるが、残念なことに、その表題も示している通り、このメンガーの利子論と経済財概念が、オーストリア学派の資本利子論においていかなる位置付けをもつか、について論じられることはなかった。つまり、ポエーム＝バヴェルクとの論争という前後関係のなかでのメンガーの利子論と経済財概念の位置付けは、問題とされなかったのである。

稿が著述される1876年までに、つまり、メンガーの「原理」公刊の5年以内に、それが、ポエーム＝バヴェルクによって抱かれた。これは、以下の推論から主張される。

まず、上に引用したメンガーの「原理」の「資本の生産性」と題する部分を、ポエーム＝バヴェルクが、第一利子論草稿著述以前に目を通した、と推測される。これは、第一利子論草稿からただちに明らかな命題ではない。というのも、メンガーの「原理」のこの部分についての言及が、存在しないためである。つまり、ポエーム＝バヴェルクは、第一利子論草稿で、資本の生産性の問題に関連して、チュルゴの貨幣の収果性の説明に対する批判を展開しているに過ぎない。にもかかわらず、この命題に確証を与えてくれる事実が、第一利子論草稿に二つ存在するのである。

第一の事実は、ポエーム＝バヴェルクが、すでに同草稿で、「資本の生産性」の問題を解き明かさなくてはならない、という問題設定をしていることである。それは、チュルゴによる貨幣の収果性つまり、土地と交換されるがゆえに貨幣は、収果的である、という論証に対して、ポエーム＝バヴェルクが批判を加える際（第一利子論草稿、pp. 27-28）に、表明されている。彼は、資本の生産性を認識させてくれる現象、例えば、土地と貨幣との交換現象自体、「最も高い程度で説明を要するものである」と述べることではっきりと、「資本の生産性」を認識するのみならず説明しなくてはならないと考えていたのである。

第二の事実とは、すでに述べたように、ポエーム＝バヴェルクが、メンガーの「原理」を実際に、同草稿で引用していることである。そして、それは、メンガーの「資本の生産性」把握を批判するためではなく、むしろ、メンガーから継承する価値学説の典拠を示すために、引用されているのであった。しかし、それが、たとえ「資本の生産性」把握とは別に継承すべき学説の典拠として引用されているにすぎなかったとしても、ポエーム＝バヴェルクが、メンガーの「原理」をよく知っていたことの十分な証左である。また、すでに学説史上の既知となっている第三者の証言を逆に裏付けているともいえよう。<sup>(34)</sup>

以上の二つの事実から「資本の生産性」という現象自体説明されなければならぬという問題意識を持っていたポエーム＝バヴェルクが、その出版と同時に研究対象としていたメンガーの「原理」における「資本の生産性」の箇所を、目を通していたという推測が、肯定されよう。

そして次に、メンガーの「資本の生産性」についての把握を知っていたにもかかわらず、ポエーム＝バヴェルクは、彼の把握に従わなかった、ゆえに、ポエーム＝バヴェルクは、メンガーに対する疑念を、すでに第一利子論草稿の著述の段階で抱いていた、と推論されるのである。彼がメンガーに従わなかった証拠は、彼がメンガーの把握と対立する考えを提出している事実に求められる。

「時間に比例して減価された生産手段の価値が、生産によって現在欲望を満足させる完成生産物の完全な価値にまで上昇させられるのだが、その上昇は、資本の生産性と呼ばれてきた現象、

注(34) ヴィーザー＝ハイエクの証言、安田訳(1929) pp. 7-8 や、林治一(1966) p. 22 を参照せよ。

つまり、資本それ自体みずから実現する資本の価値増殖 (Wertzeugung) の現象の源である。」  
(第一利子論草稿, p. 34 : b)<sup>(35)</sup>

このように、ポエーム＝バヴェルクは、メンガーの把握のしかたに、従わなかった。つまり、メンガーは、資本利用が、資本から独立して経済対象として取引される現象として、資本の生産性を把握したが、一方のポエーム＝バヴェルクは、価値増殖の現象として把握しているのである。いいかえるならば、メンガーが、財論の問題として資本の生産性を把握したが、ポエーム＝バヴェルクは、価値論の問題として把握したのである。この把握が社会主義的経済学者達の把握につながることは、いうまでもない。

さらに、このメンガーに対立した見解を提示しているのみならず、積極的に彼に対する疑念をポエーム＝バヴェルクが抱いていたという推測を裏付ける証拠は、第一利子論草稿で、一度も「経済財」の概念が使用されていないこと、また、その回避とみられる発言も存在することである。前者は、第一利子論草稿の通読から容易に確認出来る一方、後者は、ポエーム＝バヴェルクが、財の価値評価に影響を及ぼす要因を3つ列挙するさいに、はっきりと

「需求と支配可能量との間の量関係を度外視すると」(第一利子論草稿, p. 29 : c)

と述べていることから確認できるのである。つまり、メンガーによれば、 $需求 \geq 支配可能量$  という量関係にある財が経済財であった。その関係を無視して、ポエーム＝バヴェルクは、財の価値に影響する要因を扱っているのである。このことが、特殊な意味をもつことは、次の対照的事実と比べることによって、いっそう理解しやすくなる。即ち、ポエーム＝バヴェルクともにクニースのもとに留学したヴィーザー (Wieser, Friedrich Freiherr von (1851-1926)) は、そこでメンガー表に言及してメンガー理論を紹介し応用した「価値に対する費用の関係について」と題する論文を提出し、そのなかで「経済財」の概念を自由に駆使しているという事実である。

ポエーム＝バヴェルクが、メンガーの「経済財」概念との係わりを回避している技術的な理由の一つとして、議論の単純化が考えられる。しかし、それ以上に重要な理由は、二つ考えられる。まず第一に、メンガーの「経済財」の概念の外延が、資本利用という無体物をも含むという意味で不明確であることを、ポエーム＝バヴェルクが認識していたことである。これは、第一利子論草稿で、「利用(Nutzung)」という言葉が「すでに消費されてしまった財の利用をも許容し包括してしまう」として批判することにも読み取れるし、また、利用説批判が、最も早く成立したことも一致するのである。つまり、価値評価の実体規定に基付いて無体物が価値評価の対象物とはなりえないと判断するポエーム＝バヴェルクの思想が、メンガーの広すぎる「経済財」概念に対する疑念となって表明されているのである。

第二の理由は、メンガーとポエーム＝バヴェルクとの「資本の生産性」に関する立場の相違から

注(35) 八木氏は、この箇所を興味深いものとして引用紹介している。Introduction p.7.



来のものである。すなわち、メンガーが「資本の生産性」という問題に対し、資本利用という「経済財」が存在すると想定することで、実際に存在する有体財の価値決定と同じく、「稀少性」原理を適用し、自分自身の確立した基本的な一般原理と矛盾することのない解決を図った反面、ポエーム＝バヴェルクは、資本の生産性を、資本利用というような無体物の稀少性から生ずる価値現象としてではなく、消費貸借ないし生産に時差が本質的に存在するために生ずる価値そのものの増加現象として把握したために、稀少性と直結する「経済性」概念の使用を回避したのである。言いかえるならば、メンガーは、利子現象ないし「資本の生産性」の問題を「経済財」の概念によって、稀少性と結び付けて他の価値現象を説明するのと同じ原理で統一的に解決しようとしたのに対し、ポエーム＝バヴェルクは、「資本の生産性」をメンガーのように把握しなかったために、「経済財」概念と係わることを回避したのである。

5年後の教授資格請求論文「権利関係論」でも、この疑念は、解消されなかった。ポエーム＝バヴェルクは、そこで表向きはメンガーの財性質論を絶賛し継承する一方、暗黙裏にメンガー批判を述べている。<sup>(36)</sup>同時に批判点を「資本利用」から「資産権 (Vermögensrecht)」ないし「関係」に拡張して、それらの財性質を否定し、「経済財」概念を「純化する」<sup>(37)</sup>ことを、その主張テーマに選んだ。この準備の後、「歴史と批判」(1884)の第八章「利用説」の後半で公式にメンガー批判を展開するのであった。そしてこの公式批判は、私的往復書簡による論争を誘発し、メンガーの「資本理論のために」(1888)、ポエーム＝バヴェルクの「歴史と批判」第二版(1900)のメンガー批判の増補をもたらすことになる(SS.315-319)。ポエーム＝バヴェルクの死(1914)後も、メンガーは、その追悼論文(1915)の唯一の注で、ポエーム＝バヴェルクの思想に対し、反論を試みている。また、彼の「原理」改訂の一つの大きなテーマが、ポエーム＝バヴェルクによる利用説批判にいかにかかっていたかであったことは、改訂版の編者である息子のメンガーの証言から明らかである。<sup>(38)</sup>

以上の論争のより詳しい研究報告は、新たな別の論文を必要とするであろう。と同時に第一利子論草稿におけるポエーム＝バヴェルクとメンガーの対立点の経済学史上および理論上の評価も、論争の全体像を提示できるまで差し控えることが望ましい。というのも本稿で示された対立はあくまで論争の準備期の一面にすぎないからである。従って、本稿では、第一利子論草稿における疑念の存在という事実の指摘にとどまらざるを得ない。

## V 第一利子論草稿の限界

すでに述べたように、消費貸借交換説を完全な形で唱えることができなかったことと並んで、利

注(36) 「権利関係論」SS.91-2脚注。

(37) 「権利関係論」S.121.

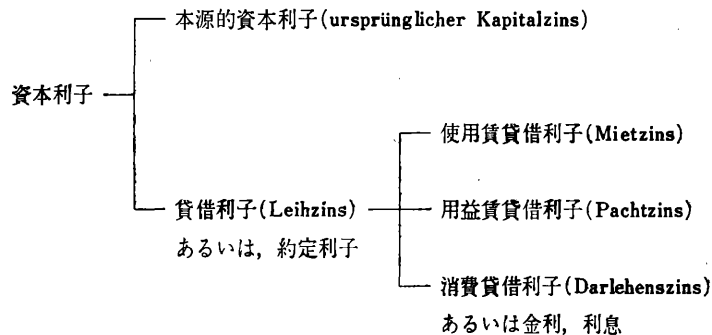
(38) 八木他訳(1982)の「編者による案内」を参照。

子の源泉、正当性の根拠を消費貸借の経済的本性に求めている点に第一利子論草稿の限界の一つが現われている(同, p. 32: b)。

この後者の限界は、特に8年後の「歴史と批判」との比較において語ることの出来るものである。いいかえると、第一利子論草稿と「歴史と批判」との間の消費貸借の扱い方の相違の中に、ポエーム＝バヴェルクの資本利子論における認識上の進歩を見出せるのである。それは、具体的には、両著作におけるチュルゴの「貨幣の貸付に関する覚書(Mémoire sur les prêts d'argent)」の扱い方の相違に端的に現れている。

第一利子論草稿では、同著は、チュルゴの利子思想を第一に示すものとして、全面的に引用され批判および評価の対象とされているのに対し、「歴史と批判」の第四章「チュルゴの収果説」では、一箇所も引用されなかった。その理由は、消費貸借の経済的本性に利子現象の原因を求めなければならぬという第一利子論草稿の考えを、「歴史と批判」で変更したからである。というのも、そこではっきりポエーム＝バヴェルクは、このチュルゴの「貨幣の貸付に関する覚書」を「ただ消費貸借利子の問題をのみ扱っている」と論評し、一方、「彼のより包括的な利子論は、彼の主著である「富の形成と分配に関する諸考察(Réflexions sur la formation et la distribution des richesses)」で展開されて」<sup>(39)</sup>いるとして、もっぱら、後者から引用し論評しているからである。

ポエーム＝バヴェルクのいう「包括的な利子論」という捉え方も、完全には、第一利子論草稿に見出されない。そして、それは、「歴史と批判」で「資本利子論(Kapitalzintheorien)」と命名されるに至る。彼は、「歴史と批判」の第一章「資本利子の問題」で、「資本利子(Kapitalzins)」という一見日常的な言回しに、彼の体系における術語の役割を担わすべく規定を与えた。それは、貨幣のみならず、耐久財の貸借から生じる賃貸料(用益賃貸借利子と使用賃貸借利子)をも包括する概念として規定された。しかも、消費貸借利子は「資本利子」の一分岐とされた。つまり、第一利子論草稿での扱いと全く反対に、それは、従属的な地位に押しやられてしまった。それは、同章の後半の「いくつかの基本概念の暫定的説明」<sup>(40)</sup>に従って要約された次の表から明らかである。



注(39)「歴史と批判」(第一版 S. 73, 第二版 S. 73, 第三版 S. 74, 第四版 S. 54)

(40)「歴史と批判」(第一版 S. 8ff., 第二版 S. 8ff., 第三版 S. 8ff., 第四版 S. 6ff.)

この分類から、消費貸借利子にかわって最終的に説明される必要のある資本利子の分岐として、「本源的資本利子」<sup>(41)</sup>が「歴史と批判」で初めて提示された。つまり、同概念は、第一利子論草稿のどこにも見出すことはできない。従って、確かに、第一利子論草稿の限界とは、「本源的資本利子」概念の欠如である、といつてさしつかえない。

しかしながら、本源的資本利子の概念の基本思想は、第一利子論草稿の本論で、完全な結論の形にまでまとまらなかったものの、素朴な形で展開されていることに、注意しなければならない。なぜなら、すでに述べたように、ポエーム＝パヴェルクが貨幣の収果性ないし「資本の生産性」を究極的に説明しなければならないと主張する時、8年後に提出することになる「本源的資本利子」の内容を素朴な形で念頭に置いていたといえるからだ。第一利子論草稿では、説明されるべきものとして「資本の生産性」が挙げられたのであるが、「歴史と批判」では、それが「本源的資本利子」という表現を与えられ、さらに「実証理論」で時間的構造をもつ生産過程と結び付けた厳密な説明の試みがなされるに至るのである。

## VI 結 語

このように、第一利子論草稿は、経済学を志した法学徒ポエーム＝パヴェルクが、法学の「消費貸借」の無利息の規定を駆逐し、「消費貸借交換説」へ一歩近づくと同時に、メンガーの「国民経済学原理」の主観価値論に基付いて、自らの利子学説、時差説のヒントを獲得した重要な草稿であると同時に、8年後の「歴史と批判」の第八章「利用説」で公式に展開される批判の基本思想の獲得を示すものであった。これらの成果は、教会法学者の利子禁止論とチュルゴの貸借利子擁護論の再吟味から得られたのである。さらに、「効用給付」の概念に表明された価値評価の実体規定という自らの認識論に従って、クニースとメンガーに対する疑念をも暗黙のうちに、表明している草稿でもあった。ポエーム＝パヴェルクは、「歴史と批判」で、利用説以外にも、生産性説、制慾説、労働説、

注(41)「本源的資本利子」とは、ポエーム＝パヴェルクによって鑄造された術語であり、文字通り源泉(Ursprung)となる資本利子という意味を持たされている。そもそも「本源的資本利子」とは、次のように規定される。即ち、

「資本を生産に投下する人にとって、その資本の効用(Nutzen)はつまるところ次の中に見れる。即ち、その資本の助けをかりて製造された生産物の総体は、その生産で消費された費用財の総体よりも、高い価値を有することに現れる。その価値余剰は、資本利得あるいは、我々が名付けたい名前としては、本源的資本利子を構成する。」(「歴史と批判」第一版 S.8, 第二版 SS.8-9, 第三版 SS.8-9, 第四版 S.6)

この概念が、近代経済学でいうところの利潤であることは明らかであろう。そして、この本源的資本利子は、W.スマートによって、「自然利子(Natural Interest)」と英訳されイギリスおよびアメリカに伝えられた。しかし「自然」という形容詞が経済学において持つ意味は、少なくとも、「それ自体が説明されなければならぬ」というものではない。ところが、「本源的資本利子」は、ポエーム＝パヴェルクの資本利子論で、それ自体説明されねばならぬ、換言すると、その説明がとりもおさず、あらゆる利子現象(使用貸借利子、用役貸借利子、消費貸借利子等)の説明につながるものとして、設定されているのである。この点から、ゼーンホルツとハンゲの最近の英訳(1959年)術語「本源的利子(Originary Interest)」がより望ましいのではないかと思われる。

ポエーム＝バヴェルク「第一利子論草稿」(1876)における利用説批判の基本思想

搾取説、等々を批判している。そのうち最も早く完成したものが、利用説批判であった、ということが、第一利子論草稿によって裏付けられたのである。ポエーム＝バヴェルクの学説を内在的に研究するものにとって、一つの大きな収穫であったといえる。一方、メンガーの「経済財」と「資本の生産性」の把握に対するポエーム＝バヴェルクの疑念が、第一利子論草稿の著述という早い段階で確認できたことは、一内在的研究者の興味を越えて、学派別の通史を著述する者にとっても、十分傾聴に値する結果が得られたと判断されよう。というのも、従来、初期のポエーム＝バヴェルクは、メンガーの財論と価値論の従属的継承者として位置付けられてきたからである。つまり、シュトライスラーによって代表されるように、オーストリア学派は、その形成期においてなんらの亀裂もなかった統一体として理解されてきたのであった。しかしながら、少なくとも、資本利子現象の把握と説明のしかたにおいて、ポエーム＝バヴェルクとメンガーの間には、「国民経済学原理」の公刊(1871)以来同調しうる余地はなく、以後、メンガーは、この認識論上の把握の相違に悩み続けるのであった。そして、ポエーム＝バヴェルクが係わった数ある論争のなかでも最も長い論争の始まりでもあった。

理論家の考察すべき問題も派生した。それは、権利という無体物が、はたして、経済財と認められるか否か、という問題である。より現代の状況に照らして具体的に限定するならば、「著作権」は、効用関数ないし生産関数の独立変数たりえるか、という問題である。この問を肯定する場合も否定する場合も、ともに、その根拠を示すことが、経済理論家の義務である。ポエーム＝バヴェルクは、第一利子論草稿の著述から一貫して否定の見解を採り続けた。その根拠は、それが、人間の欲望の満足に直接役立つものでないし、また、物的に消費されないという意味で生産に直接役立つものではないということであった。ただしこの態度決定は、現実的に現象し成立している「著作権使用料」の本質と水準を経済学的に説明したことにはならない。そして、ポエーム＝バヴェルクは、「実証理論」で「物財(Sachgüter)の生産」に議論を限定することでこの問題を留保した。つまり、1876年の問題は、未解決のままに残されているのである。

〔参考文献表〕

(I. 欧文)

ABBREVIATIONS

JfNS : Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik

ZfgH : Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht

Böhm-Bawerk, Eugen von (1876) Manuscript of the report on Interest in Seminar of Karl Knies  
in : Yagi Kiichiro ed. (1983) pp. 15-35.

注(42) シュトライスラーの「メンガーからみれば、彼の後継者達は、その生涯の後半において背教者であり……」(美濃口訳 p.131) という発言のなかの「その生涯の後半において」は、特に、ポエーム＝バヴェルクに関して完全に次のように、改訂されなくてはならない、即ち、「専門分野の研究を開始した当初から最後まで、」というふうに。

- (1881) Rechte und Verhältnisse vom Standpunkt der Volkswirtschaftlichen Güterlehre. Innsbruck, 153 S. also in: Weiss ed. (1924) SS. 1-126.
- (1884) Kapital und Kapitalzins, 1. Auflage 1. Abt. Geschichte und Kritik der Kapitalzins-theorien Innsbruck, xii, 499 S. [メンガー文庫番号 Mon. 323]
- (1884)11/13 Letter from Menger on "Erwerbsgelegenheit" in: Yagi Kiichiro ed. (1983) pp. 36-7.
- (1884)12/29 Letter to Menger in: Yagi Kiichiro ed. (1983) pp. 38-9.
- (1885) 1/1 Letter from Menger in: Yagi Kiichiro ed. (1983) p. 40.
- (1886) "Grundzüge der Theorie des wirtschaftlichen Güterwerts" JfNS. 13. Bd. SS. 1-88, SS. 477-541.
- (1889) Kapital und Kapitalzins, 2. Abt. Positive Theorie des Kapitals, 1. Auflage xvi, 470 S. [メンガー文庫番号 Mon. 323]
- (1900) Capital und Capitalzins, 2. vielfach vermehrte und verbesserte Auf. 1. Abt. Geschichte und Kritik der Kapitalzins-theorien, Innsbruck xxxv, 702 S. [メンガー文庫番号 Mon. 341]
- (1902) Kapital und Kapitalzins, 2. Abt. Positive Theorie des Kapitaales xxiii, 467 S. [メンガー文庫番号 Mon. 341]
- (1909) Kapital und Kapitalzins, Positive Theorie des Kapitaales 3. Auflage Erster Halbband Innsbruck xxiii, 210 S. [メンガー文庫番号 Mon. 342]
- (1912) Kapital und Kapitalzins, Positive Theorie des Kapitaales 3. Auflage Zweiter Halbband (Buch III-IV: SS. 211-652, Exkurse 477 S.) [メンガー文庫番号 Mon. 338]
- (1921) Kapital und Kapitalzins, 4. Auflage. herausgegeben von Dr. Wieser, F. F. von, Bd. 1. xxvi, 546 S. Bd. 2. xxi, 488 S. Bd. 3. (Exkurse) 350 S.
- Endemann, Wilhelm (1863) Die nationalökonomischen Grundsätze der kanonistischen Lehre JfNS 1. Bd.
- Hayek, F. A. von ed. (1929) Friedrich Freiherr von Wieser Gesammelte Abhandlungen, Tübingen
- Huncke, George and Hans F. Sennholz tr. (1959) Capital and Interest  
Vol. 1 History and Critique of Interest Theories 490p.  
Vol. 2 Positive Theory of Capital 466p.  
Vol. 3 Further Essays 242p.
- Huncke, George D. tr. (1961) Whether Legal Rights and Relationships are Economic Goods in: Nymeyer F. ed. (1961) pp. 45-138.
- Keynes, John Maynard (1936) The General Theory of Employment, Interest and Money xii, 403p.
- Knies, Karl Gustav Adolf (1873) Geld und Credit, Das Geld 1. Aufl. xi, 344 S.  
(1876) Geld und Credit, Der Credit I. Hälfte Berlin 328 S.  
(1885) Geld und Credit, Das Geld II. Aufl. Berlin x, 450 S.
- Menger, Carl (1871) Grundsätze der Volkswirtschaftslehre Wien  
(1888) Zur Theorie des Kapitaales JfNS SS. 1-49. also in: Gesammelte Werke III, SS. 133-183.  
(1915) Eugen von Böhm-Bawerk, in: Gesammelte Werke III, SS. 293-307.
- Nelson, Benjamin N. (1949) The Idea of Usury from tribal brotherhood to universal otherhood xxv, 310 S. (the Second edition (1969))
- Noonan JR., John T. (1957) The Scholastic Analysis of Usury xii, 432p.
- Nymeyer, Frederick ed. (1961) Shorter Classics of Eugen von Böhm-Bawerk Volume I. Librtarian

- Press South Holland Illinois U. S. A. xiii, 376S.
- Rösler, (1868) Über das Wesen des Kredits und die Kreditnatur des Darlehens ZfgH 12. Bd. SS. 337-420
- Smart, William tr. (1890) Capital and Interest, A Critical History of Economic Theory, with Translator's Preface(v-xx) 431p.  
(1891) Capital and Interest, Positive Theory of Capital xxviii, 420p.
- Weiss, Franz X. (1923)12/Eugen von Böhm-Bawerk in: Weiss, F. X. ed. (1924) SS. iii-xv.  
(1924) Gesammelte Schriften von Eugen von Böhm-Bawerk, Wien/Leipzig xix, 515 S.  
(1926) Eugen von Böhm-Bawerks Kleinere Abhandlungen über Kapital und Zins der Gesammelten Schriften Zweiter Band, Wien Leipzig viii, 585S.
- Wieser, Friedrich Freiherr von (1876) Über das Verhältnis der Kosten zum Wert (Seminar von Karl Knies) reproduced in: Hayek ed. (1929) SS. 377-404 (als Anhang)
- Yagi Kiichiro (1983) Introduction, Formation of Böhm-Bawerk's Capital and Interest Theory in: Yagi ed. (1983) pp. 1-14.
- Yagi Kiichiro ed. (1983) Böhm-Bawerk's First Interest Theory with C. Menger-Böhm-Bawerk correspondence 1884-5, Study Seives No.3, Center for Historical Social Science Literature, Hitotsubashi University.

(II. 邦語)

- 遊部 久蔵 (1971) 11/「メンガー財論の基本的問題」『三田学会雑誌』第64巻11号, pp. 18-50.
- 上宮正一郎 (1976) 7/「ポエーム＝バヴェルクの財論の形成」『神戸大学国民経済雑誌』第134巻第1号, pp. 71-90.
- 高木 暢哉 (1942) 「利子学説史」日本評論社。
- 津村 秀松 (1908) 「国民経済学原論」東京宝文館。
- 西本 穎 (1937) 「利息法制史論」有斐閣。
- 林 治一 (1966) 「オーストリア学派研究序説」有斐閣。
- 林 治一 (1971) 5/「オーストリア学派生成期と主観的価値論」『神戸大学国民経済雑誌』第123巻5号 pp. 1-21.
- 船田享二訳 (1943) 「ガイウス・法学提要」法学叢書10, 日本評論社。
- 三猪 信三 (1935) 「独逸法律類語異同弁」。
- 美濃口武雄訳 (1975) 「オーストリア学派と限界主義 (エーリヒ・シュトライスラー)」『経済学と限界革命』日本経済新聞社。
- 八木紀一郎 (1979) 8/「メンガーの「経済学原理」改訂作業」『岡山大学経済学雑誌』第11巻, pp. 241-271.
- 八木紀一郎他訳 (1982) 「一般理論経済学」遺稿による「経済学原理」第二版, みすず書房。
- 八木紀一郎 (1983) 2/「オーストリア学派創始者達の関係資料の現況」『岡山大学経済学雑誌』第14巻 pp. 457-472
- 安井琢磨訳 (1937) 「メンガー国民経済学原理」日本評論社。
- 安田 充訳 (1941) 「ハイエクのヴェーザー追悼文」(ヴェーザー著「貨幣論集」)。
- 山口正吾訳 (1930) 「貨幣論」(クニース (1885)) の訳, 日本評論社。
- 山田あきら編 (1981) 「ドイツ法律用語辞典」大学書林。

(慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程)